

長野県社保協ニュース <21-2>

2016年2月19日(金) 長野県社会保障推進協議会

<事務局>長野市高田 276-8 県労連会館 1階 TEL 026-223-1281・FAX 026-223-1291

http://www.n-syaho.com E-mail: naganosyahokyou1281@star.ocn.ne.jp

社会保障は国の責任です。 必要な医療と介護は、国の責任で充実を！ 県教組：新医療介護署名(2/18現在) **5,596名分**集約



現在、通常国会では、16年度予算案の審議が行われています。16年度予算案は、大企業優遇、軍事費拡大、社会保障費削減など国民にとっては重大な内容になっています。県社保協では、先の総会で確認した安倍暴走政治ストップ、社会保障充実を求める運動方針実践の活動に全力を挙げています。

その中の重点課題である「社会保障は国の責任です」署名(新医療介護署名)活動に県教組がその先頭に立って奮闘しています。県教組は「教え子を再び戦場に送るな」を合言葉に戦争法廃止をめざした2000万人署名にも全力を挙げています

県教組のこの間の新医療介護署名のとりくみについて、県社保協の運営委員でもある近藤美子副執行委員長にレポートして頂きました。

県教組では、社保協からの新署名の提起をうけ、昨年12月16日に、全組合員に向け、1人5筆を目標にとりくみを提起しました。署名に関しては、それ以上の特別なとりくみはしていませんが、本日現在(2/18)で**5,596筆**を集約しています。最終的には**6,000筆**は超えるものと思われ、同じように取り組んだこれまでの社会保障関連の署名は**4千筆**台でしたから、それに比べても反応が良かったです。医療・介護については、たいへん関心が高いです。教職員に関しては、年金一元化にかかわる不安や、医療・介護制度の改悪の不安が大きく、今回の署名は要求に合致した署名であったということもあると思います。組織内の会議で、介護保険制度についての学習会にとりくんだところもありました。

県社保協 第1次国会行動(2/17)

県民医連から青年職員ら11名参加



長野県社保協では、本国会での第1次国会行動、議員要請行動を2月17日実施しました。この日の行動には、長野県民医連の社保学校のフィールドワークとしてのとりくみとして青年職員11名(上伊那、飯伊)が参加しました。要請した議員は、宮下衆院議員(自民)(下記写真)、吉田参院議員(自民)、藤野衆院議員(共産：左記写真)、井上参院議員(共産)の四人でした。

参加者は、それぞれ診療現場で感じことを自筆で記入した要望書を直接議員(秘書)に渡しました。宮下、藤野、井上の3議員とは直接面会し、懇談することができました。自民党と共産党の議員・秘書の対応に大きな違いがあることを直接体験しました。

尚、県民医連では2/10長野、松本、諏訪の職員が独自の国会行動を実施しました。



長野県後期高齢者医療広域連合 2月定例議会（2/18）開催

16～17年度保険料、初めてマイナス改定 保険料一人当り前期比 $\Delta 0.23\%$ 、121円引下げ



長野県後期高齢者医療広域連合議会は2月18日(木)2月定例会を開催しました。以下、傍聴した湯浅事務局長のレポートです。

議会では、16年度から2年間の保険料改定を含む予算案等が原案通り可決した。可決された保険料は、剰余金と県からの基金を繰入れ、僅かですが一人当り前期比で $\Delta 0.23\%$ 、121円の引き下げとなりました。マイナス改定は、2008年度の制度開始以降、初めての対応です。

改定保険料は、医療費の増大予測などにより均等割・所得割共にわずかに引上げられましたが、被保険者への当てはめ試算では、後期高齢者の所得見込が減少すること、軽減判定所得基準の拡大による軽減対象者の増加などによって、軽減後の一人当りの平均保険料が121円、 $\Delta 0.23\%$ の引き下げになりました。

しかし、年金収入が主な生計手段となっている後期高齢者が置かれている生活状態は、年金引下げによって、より一層厳しさを増しおり、後期高齢者一人当りの平均所得額は、広域連合の試算でも前期比（14年～15年度）3.11%の減少となっています。

一方、一人当りの医療給付費は前期比3.27%の増加を見込んであり、保険者である広域連合にとっても、その運営に苦慮しています。このように、年金生活者で低所得者が多い75歳以上の高齢者だけが被保険者となっている後期高齢者医療制度が持つ致命的な問題点が改めて浮き彫りしました。

保険料軽減特例措置の継続を求める意見書を可決

また、広域連合議会では、17年度から実施が予定している保険料の軽減特例の原則打ち切り問題も取り上げられました。保険料の軽減特例の打ち切り問題は、昨年の「医療保険制度改革関連法」に関連して、特例となっている財政措置の見直しを決定したものです。この特例措置が打ち切られると全国的には加入者の40%、850万人、長野県でも45%、15.5万人にその影響が及び保険料が3倍、5倍、10倍に引き上げられる可能性がある重大問題です。

こうした重大な問題を抱えているだけに、今回の連合議会でも、三木正夫連合長（須坂市長）も「開会のあいさつ」や「共産党議員の質問に対する答弁」でも「高齢者への影響が大きいことから継続について、中央の連合会を通じて国に意見をあげていく」との言明がありました。

このような連合長発言の影響もあり、永原和男議員（信濃町町議・日本共産党）発議による保険料軽減特例措置の継続を国に求める「意見書」が、出席議員10名（5名欠席、1名欠員）中8名の賛同で採択されました。日本共産党の発議による意見書採択は異例の決定です。それだけ、重大な問題をはらんだ内容であることも改めに示されました。

この問題は、総会の運動方針でもあるように重大な問題であり、大きな県民運動を起こしていく必要があります。

後期高齢者の保険料軽減特例措置に関する意見書

後期高齢者の保険料軽減特例は、制度の円滑な運営を図る観点から政府本則に規定された軽減に加えて導入され、平成20年度以降国の予算措置により継続されているものではありませんが、8年を経過し制度として既に定着しています。長野県後期高齢者医療広域連合の平成28年度予算では、被保険者数33万9千人のうち約半数の15万5千人が特例の対象者となっています。

国においては、平成27年1月13日に開催された社会保障制度改革推進本部において医療保険制度改革骨子が決定され、「後期高齢者の保険料軽減特例（予算措置）の見直し」が盛り込まれました。その中で、保険料軽減特例については「段階的に縮小」「平成29年度から原則的に本則に戻す」とが示されました。

今回の保険料軽減特例の見直しは、低所得者における保険料負担の大幅な増加につながり、高齢者の最大の収入源である年金の引き下げや生活必需品の値上がりなどにより、後期高齢者を取り巻く環境が極めて厳しい状況であることを考え合わせると、保険料の軽減特例を継続することが必要です。よって、国会及び政府におかれましては、下記の施策の実施に必要な財政上の措置を講じられるよう強く求めるものであります。

記

国においては、後期高齢者の保険料軽減特例措置の見直しを行わず、平成29年度以降も継続実施すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年2月18日

長野県後期高齢者医療広域連合議会

中8名の賛同で採択されました。